## 職員給与等調査特別委員会会議録

1 日 時 令和2年10月8日(木) 13時00分開会 14時53分閉会

2 会議場所 第2委員会室

3 出席議員 委員長:中島里司 副委員長:川上 均

委 員:山下清美、鈴木孝寿、奥秋康子、加来良明

議 長:桜井崇裕

4 事務局 事務局長:田本尚彦、事務局次長:宇都宮 学

5 説明員 総務課長:神谷昌彦、総務課参事:鈴木 聡、課長補佐:野々村 徹

6 議 件

(1) 職員給与等の算定等について

(2) その他

7 会議録 別紙のとおり

【開会 13:00:閉会 14:53】 令和2年10月8日

委員長(中島里司):職員給与等調査特別委員会を開催する。この特別委員会については9月23日の本会議で付託を受けた、職員給与等の算定等の誤りについて調査するため、先日委員会を開催し委員長・副委員長が互選された。本件に関しては9月定例会で、17日の一般会計歳入歳出の決算認定総括質疑の中で、23日には行政報告があったところ。

本日は執行側から総務課長以下担当者の出席を頂いて進めていきたい。

今日の進め方として、まず資料に基づきできるだけ詳しく事務方の説明をしていただき、それに 関して質疑を受けることで進めたいがよろしいか。

(「異議なし」という声あり。)

それでは早速本題に入りたい。初めに総務課長、説明員の出席紹介の後、説明に入っていただく。神谷総務課長:説明員として出席は、鈴木参事、野々村課長補佐、そして総務課長の神谷である。

## (1) 職員給与等の算定等について

神谷総務課長:お配りした資料に基づき説明させていただく。

最初に一番表の「初任給決定における基準学歴区分見直しに係る経緯等について」説明し、 その後給与の決定方法、詳細について順次、鈴木参事、野々村課長補佐から説明させていただく。 まず、初任給決定における基準学歴区分見直しに係る経緯等について説明する。

昨年8月13日、この日については前回の議会の中では7月か8月かはっきりしなかったところだが、後で説明する職員Aの上司が記録をしていたことから、8月13日と判明した。

職員Aの上司から、職員の初任給決定の方法について誤りが無いか確認して欲しいという 電話連絡が総務係にあった。それを受けて担当補佐、参事の方で確認をしたところ決定方法に 誤りが無いということで、その職員の上司に回答した。このときにしっかり調査していれば早 く判明したのではないかという事だったが、当時の問い合わせが基準学歴区分についてという 照会ではなく、給与の初任給決定について誤りが無いかということだったことから、それまで の決定方法について当時の状況では誤りが無いということで回答した。

その後、本年7月20日にその職員の方から総務課宛に文書で、自身の学歴(専門学校2年生学科卒)については、初任給決定上の学歴については、今現在高卒であるけれども人事院規則9-8に定める短大2卒に該当するのではないかという事で問い合わせがあった。清水町の規則についても人事院規則に準ずるためとなっているので、確認をして欲しいということで照会の確認の文書の提出があった。

それを受けて担当では7~8月にかけて、過去の人事院規則、町の給与条例、規則、法令等を確認してそういった規定があることが確認できた。それと合わせて他の職員に該当する者がいないか調査した。その結果、8月28日に確認できたという事で、町の方針としては対象となった6名について基準学歴区分を訂正する必要があると判断した。それと給与の決定については速やかに訂正する必要があるということで、申し出のあった7月から訂正をさせていただく決定をした。

決定を受けて9月1日~3日にかけ、総務課の担当から対象者6名に訂正の内容を説明した。その後、訂正について職員組合から申し出があり、該当する職員6名と組合に対して内容の説明をして欲しいとの依頼があり、9月14日に対象者6名と組合役員に対して説明を行った。その中で今後この対応については労使協議をしていきたいということを双方確認した。

9月18日に法令解釈の再精査を実施し、本町において人事院規則の運用を実施する旨の規定や決裁等が存在しないことからという事で、過去のそういった人事院規則の通知があったのか、それから過去の運用について何らかの決定事項があるのかということについて、過去の文書を精査したが、特に人事院規則の運用をどうするといった明確な決定をした書類が見つからなかった事も含め、色々な法令の解釈等を参照したところ、人事院規則の規定のみをもって町

で運用する根拠とはならないのではないかという判断をした。ただ、現時点において人事院規則の運用はしっかり謳われている以上、運用しなければならないという判断になったので、今後については当然適用していくということを考えると、これまで影響を受けた6人に対して、今後採用される職員と合わせるという事で在職者調整として訂正する必要があるということを判断した。なお、この判断が正しいのかどうかということも明確でない事から、関係機関に清水町のこれまでの経過・判断について法的に正しいのかどうか照会中で、明確な回答が来ていない状況である。

今日この後、組合との団体交渉を予定している。

現時点で町としてどういった対応ができるのかという判断には至っていない。

経過については以上。次の法令の関係について鈴木参事より説明させていただく。

鈴木総務課参事: 私から初任給決定における、それぞれの条例等の解釈・方法について概略の説明をさせていただく。資料2ページ。職員の初任給に関しては、町の「初任給、昇格、昇給等に関する規則」に基づいて、採用4月1日付けで決定している。その根拠としては、まず第9条で別表第4に基づく基準表によって初任給基準が決められている。その上で初任給基準表の適用についてはそれぞれの学歴免許区分に応じて適用していく形になっている。その学歴免許区分については、どのような区分にするかというところで第5条に戻って初任給、昇格、昇給等の基準、略して人事院規則に定める学歴免許等資格区分表に定める区分に準ずるとう規定により、学歴区分を決定する事となっている。

その学歴区分の決定を受けて、その上で別表第4、資料では5ページにある基準表に基づき大学卒、短大卒、高卒、その他中学卒なども考えられる。その状況に応じて号俸等が決められる。また、医療職についても別な規定を設けている。その上で、もしその者について前職がある場合については、この資料4ページ別表第3の経験年数換算表に基づく経験年数を換算して、初任給基準に上乗せする方法により決定している。

この経験年数換算表の具体的な運用基準については資料6ページに掲載している。今までの経験した職種の種類、身分等で2.5~10割までの範囲内で計算し、加算している。

次に学歴免許区分を算定するに当たって引用している人事院規則、資料の7ページ以降に抜粋を掲載している。ここで該当するのは資料8ページの第13条が初任給基準に関する人事院規則の運用を定めたものである。具体的にどう区分するかについては資料9ページの規則の別表第3、大学卒からそれぞれ高卒まで規定されているが、今回対象となっているのは「2短大卒」の中での「二短大2卒」の中で(1)~(6)まで諸々規定された中で、今回対象となるのは「(6)上記に相当すると人事院が認める学歴免許等の資格」というところが今回の該当条項となる。

ここで人事院が認める学歴免許区分というのがどのようなものかというのが、資料11ページ以降の「人事院規則9-8の運用について」に定めている。その中の12ページに学歴免許等資格区分表関係という項があり、その中で今回該当するのが13ページの「4の三学校教育法による専修学校の卒業の資格を有する者については、次によりそれぞれの区分に属する学歴免許等の資格を有する者に準じて取り扱う事ができる」という形になっている。「ただし、それぞれの課程の年間授業時数が、今回にあっては680時間以上の者に限る」という規定である。今回は専修学校2年卒なので、(2)の「修業年限2年以上の専門課程の卒業者」というところで「短大2卒」区分と取り扱う事ができるという解釈である。運用としてはこの基準に基づいてそれぞれ決定しているが、今対象の6人については高校卒という形で学歴を決定し専門学校の期間については前職期間とみなして前職換算をしている。

その具体的なそれぞれの換算方法等については 14~15 ページに載せているので、具体的に 課長補佐から説明させていただく。

野々村課長補佐: 私から具体的な決定方法についてご説明させていただく。資料は14、15ページ。

まず14ページ左上に職員Aと表示、記載の職員Aはこの影響を受ける年数が一番短い職員からABCDと記号を振り掲載している。職員Aは訂正前は最終学歴を高校卒とみなしていた。24か月専門学校に行っていた事からその期間に対して先程の前歴換算表をもとに25%の換算率を乗じて6か月と算出される。高校卒の初任給号俸については1級5号俸と規定されており、それに経験年数6か月を上乗せする事になる。6か月の加算については、現在1年

間に4号俸、3か月間に1号俸という基準になっており、6か月では2号俸という取り扱いになり、高校卒の1級5号俸に加算して採用時に1級7号俸と初任給を決定している。そこから定期昇給などを重ね、現時点において1級14号俸に到達している。

今回の見直し、在職者調整という事で、基準学歴を専門学校2年を短大2卒にみなした計算 方法が訂正後の記載部分となる。最終学歴を専門学校と記載しているが、2年間の専門学校を 修了しているという事で、ここを短大2卒とみなした。短大2卒を修了後採用という事で、短 大卒の初任給1級15号俸を適用することになる。そこから現時点まで経験年数等を計算する と、1級22号俸に到達するという積算をさせていただいた。到達号俸で見ると、見直し前は 1級14号俸なので8号俸の開きが生じる。

15 ページについては、職員Fと記載しているが、今回の基準学歴区分の見直しの中で一番年数の古い職員である。最終学歴を高校卒とみなして2年間の専門学校を出た。先程と違うのが職員の給与制度は国家公務員の人事院規則に準じた中で町職員においても給与表を改定してきているが、平成19年に大幅な給与構造改革があり、高齢職員の給与の上がり幅を抑え、その分若年層に振り分ける内容の大規模な改正があった。この職員はこの給与構造改革前の採用職員であるため、記載の中で旧制度としている部分については、まず平成19年度以前の適用を受けて初任給の決定をしていることをご理解いただきたい。今の条例では高卒は1級5号俸の決定をしている旨説明したが、この職員は旧制度で1級7号俸だった。先程の説明で1年間に4号俸の昇給を行う説明をしたが、旧制度では1年に1号俸の昇給であり、制度の大きな開きがある。先程の説明で24か月の経験年数を6か月の換算とする説明をしたが、12か月の25%では1年に満たない換算となり1年未満は切り捨てのため、実質は専門学校分の経験年数は加算出来ずに高卒の1級7号俸をそのままで初任給を決定している。現在では4級40号俸に到達している。

これを改めて専門学校を短大卒として計算をしたのが訂正後と表記した部分である。旧制度では短大卒を1級9号俸の格付けとなり、ここから現在到達する号俸を算出すると4級47号俸となり、7号俸の開きが生じる。職員Aについては8号俸と説明したが、給与制度上、1級から6級の制度の中で、級が大きくなれば、1級より4、5、6級と役職が上がるほど昇格をしていく際の幅が狭まっていく。1年の開きがあった者も年を重ねるごとに1年の開きが短くなるような給与制度設計がある。この部分について改めて説明しないが、そのような構造上職員Aは8号俸の開き、職員Fは7号俸の開きがある。具体的な説明は以上とする。

神谷総務課長:資料について不足もあるかもしれないが、一応説明させていただいた。

~質疑~ (13:24)

委員長: それでは委員から質疑を受けたいと思う。専門的な用語等が多いので理解しづらいところもると 思うが、一つずつ質疑を進めたい。

鈴木委員:令和元年8月13日のやり取りの中で、「※基準学歴区分に対する疑義ではない。」、要は基準学歴 の問い合わせではなかったので、今回の問題とは関係ないという見解でよろしいか。

委員長:総務課長

神谷総務課長:関係無いというわけではなく、当時の問い合わせが専門学校卒が短大卒ではないのかという 問い合わせではなかった。単純に初任給決定の方法について誤りが無いかという確認だった事から、 町としては専門学校が短大卒との解釈・認識が無かったことから、通常通りこれまでのとおり給与 決定をしているので、そういった決定について誤りがないと判断し、回答した。基準学歴区分に対 する疑義ではないと説明したが、そこまでの認識がこちらに無かったということで説明させていた だいた。

委員長:鈴木委員。

鈴木委員:これだけを読むと、例えば職員の間でもちょっとなんかおかしくないかと思っていても書類でやり取りをしなければならないのか。それも何か寂しい話だけれど、今後はそういうことをやっていくという裏返しになっちゃうのかなと思う。誰を信用するよりも自分を信用しろという世界になっていくのかなという、何かすごく、ここで疑義ではないと言い切っちゃっているところが、職員の間で信頼関係は今後構築できるのだろうかという凄く心配な部分がある。今年になって文書で、去年と今年でちょっと何かが違った。認識が無かったと言っているが、ここを疑義ではないと判断した。そして次に進んでいるというのは、総務課と一般職員の間に確実な溝と温度差があるんじゃな

いかとしか思えない、大丈夫なのか確認したい。

委員長:総務課長

神谷総務課長:ちょっと表現が適切ではなかったかも知れないが、その当時にその辺も踏まえて本人にもっと詳しく確認をして調査していればひょっとしたら早い段階で判明したかもしれないと思う。その辺についてこちらの対応も不十分だった事はお詫びしたい。今後については、こういったことはあってはならないが、あった場合にはより慎重に正確に話を聞いて対応していきたい。この辺について総務課として不十分な点があったと認識している。

委員長:鈴木委員

鈴木委員:だからと言ってなんだという事ではないが、かと言ってこれ理解はできる。総務課は今までの流れの中で絶対やっている事だから、深くは正直、考えるけど考えていないというか。これはヒューマンエラーというより、ちょっと違った形の間違いだったのかなと思うが、ただ、やはり疑問を持ってきたのは令和元年8月13日ということは、多分、これこの後一番色々問題になってくる筈。ここは真摯に受け止めながらやらないとお互いきっと、本人たちと役場の間で間違いなく温度差が出きちゃうんじゃないかという心配があるので、是非、これは再度寄り添った形で考えて欲しい。

委員長:他にご意見は。川上委員。

川上委員:何点か質問させていただく。最初に鈴木委員からも有った様に、(去年) 8月13日に上司から連絡があって、最終的には決定方法に誤りがないと。そして今年に入って7月20日に再度職員から文書で照会があった。そして7月から8月にかけて法令の解釈と確認を実施した。8月28日に町として決定した。まず、一つ、対象者6人の初任給決定における基準学歴区分を訂正とあるが、もう一度確認するがなぜ訂正したのか。

委員長:総務課長。

神谷総務課長:これについては清水町の初任給決定については人事院規則に準ずることとなっており、人事院規則では一定基準をクリアした専門学校2年卒については短大卒として取り扱う事ができるという規定があって、やはりこれについては謳っている以上、この規則について適用していくことが正しいと判断し、7月に申し出があった段階で訂正しなければならないと判断し、訂正したところ。

委員長:川上委員。

川上委員:ということは結局間違っていたという事でよろしいか。

委員長:総務課長。

神谷総務課長:その辺、間違っていたかという事は、確かに本来であれば正式に人事院規則に準ずるとなっている以上、それを適用するのが正しいものと考えている。ただ、過去の決定が、今悩んでいるところが、人事院規則では「取り扱う事ができる」というできる規定があり、人事院規則は昭和52年に改正されているが、その当時の判断が、過去の書類を調べたがそれをあえて適用しなかったのか、忘れていたのかという事の確認ができなかった。今まで担当した現在役場に残る職員に聞いても、それは過去からの取り扱いが引き継がれている状況で、それも確認できなかった。過去の決定を、全く無視したものでは無く前歴換算として決定しているもので、それ自体を間違いといって良いものかどうか。説明する以上は法的にしっかりとした根拠を持たなければならないということも有り、取り扱いが誤りだったのか有効なのか、関係機関に照会をして確認をしているところ。

委員長:川上委員。

川上委員:間違ったのではない。中々言葉の表現が難しいのかもしれないが。訂正した事は間違いない。であれば起点として、令和元年8月13日に上司を通して照会があったのであれば、その時点に起点を持つべきではないかと思う。なぜ、今年7月となったのか伺いたい。

委員長:総務課長。

神谷総務課長:結局、去年8月の段階では照会があったが、こちらの確認不足もあったが、その段階では(間違い)ないという判断をしたところ。今年7月に正式に文書をもらい、その段階で判断をしたもので、規則の中にも未来にわたって訂正できるとあり、その段階で認識したので認識した段階から訂正する決定をした。昨年の8月の方については正式な文書のやり取りも無かったもので、当時7月だったか8月だったかはっきりしなかったところもあり、その辺については今後、組合と協議していこうと話し合ったところ。

委員長:川上委員。

川上委員: 先程、鈴木委員からも話があったが、何でも文書を出さないときちんと調査してもらえないのか ということになって、口頭では聞いてもらえないのかということになってしまう。何でも文書を介 さないと調べてもらえないのか。 委員長:野々村課長補佐。

野々村課長補佐: 当時この対応した者として若干補足させていただきたい。職員Aの上司からは電話で連絡を頂いた。それをもとに当方で内容を確認したが、こちらに記載のとおり、問い合わせの内容については初任給決定方法について誤りは無いのか確認して欲しいというものだった。資料 14 ページに記載している、初任給決定については高校卒としており、前歴 24 か月あるのでその部分については専修学校 25%をかけて 2 号俸プラスして 1 級 7 号俸で決定をしたというのを、口頭ではなく職員間のグループウェアのメール機能を介して上司に回答している。先程質問のあった、電話での口頭の説明だから対応しないのかという事ではなく、全ての問い合わせには誠実に対応させていただいている。

委員長:川上委員。

川上委員:ただ、この起点の部分が非常に重要だと思う。これが今回、令和元年度決算の不認定の大きな原 点になったということと、通常民法では口頭でも一般でいう契約は成立する。そういった部分で今 回、内容は確かに初任給の決定方法に誤りが無いかということの問い合わせだったかも知れないが、 そこで初めて総務課が知ったのがその日だと思う。そういう部分では通常民法ではその日が知り得 た日であって、全ての起点になるのはそこだと思うが、いかがか。

委員長:課長補佐。

野々村課長補佐: 当時私にも当然、この人事院規則9-8の運用の部分に関する認識は無かった。もしその時に私に、仮の話をして申し訳ないが、認識があればそういった対応にも至ったかも知れないが、その部分は私個人としても十分に反省しているところである。で、先程の話の続きになるが、メール機能を通じて職員Aに回答させていただいた。その後職員Aからの問い合わせは一度も無かったので、当方としてはその時点で理解を頂いたと認識していたところ。

委員長:川上委員。

川上委員:ちょっとその辺…。運用を知らなかったということであれば、そこの責任はどうなのか。 質問を変えて、9月の給与振込から7月に遡って訂正したという事だが、それは文書で問い合わせ が7月にあったということだが、遡ってできないという条例上のことはあるが、通常年度内であれ ばやはり最低でも4月に遡る事が本来と思うが。

委員長:総務課長。

神谷総務課長:その当時の解釈として、規則の中で未来にわたって訂正できると定めており、取り敢えず7月の段階で申し出があり、本来短大卒に規定するという認識を持ったことから、まずその段階から先について速やかに訂正させていただきたいとして、7月から対応した。その前の部分の遡りについてはどういう対応ができるのか、しっかり職員に対しても町民に対しても説明しなければならないので、法的根拠をもって対応しなければ取り返しの付かないことになるという判断で、取り敢えず申し出のあった7月からとさせていただいている。

委員長:川上委員。

川上委員: その決定があって遡って支出された。ただこの間の話を聞いたところ、組合との協議も不十分で 妥結していない中で、該当者本人たちはこれに関してもらうものでもないという事で、要するに辞 令も受け取っていないという話を聞いている。辞令についてはどのような対応をされたのか教えて 欲しい。

委員長:総務課長。

神谷総務課長:辞令については、9月1日から3日に対象者6名に説明させていただき、その段階で本人たちにご理解いただいたと判断を、ちょっと先走ったかもしれないけれどさせていただき、申し出のあった月の7月1日から辞令を交付したいとこちらで決定し、交付させていただきたいと話したが、その段階で本人たちはそこまで理解していないと組合からの返答があり、それについては今の段階で受け取れないという組合との話があり、当方としては7月1日からと決定しているけれど、今の段階では妥結していない段階で辞令は受け取れないという事で、本人たちに渡せていない状況になっている。

委員長:川上委員。

川上委員:本人たちが受け取っていない辞令については有効性はどうなのか。私も調べてみたが、条例・規 則にはこの辺は出ていなかったと思うが、法的に問題は無いのか。

委員長:総務課長。

神谷総務課長:これについてははっきりしないが、決定行為なので町長が決定すれば有効であると考えている。

委員長:川上委員、今日からスタートなので、全部最終的な答えを頂かなくてもこれから協議する時間があ

るので、一定の中で項目別に質疑を続けていただければと思う。 川上

川上委員:この差額は賃金から出されたのか、どこから出されたのか。

委員長:総務課長。

神谷総務課長:給与費から出している。

委員長:川上委員。

川上委員:該当者6人は、今回の差額分を受け取らないで組合の方に預かっているということで聞いている。 これを今後どういうふうにするのか。どう扱うのかその辺の事は総務課として何か考えているのか。

委員長:総務課長。

神谷総務課長:今の段階で総務課としては正規に払ったと認識しているが、これについて今後組合とも協議し、どういった方法で決着するのかによって取り扱いが変わってくると考えている。

委員長:鈴木委員。

鈴木委員:自分も経営をしているので良く分かっているが、確認したかったのは給料を7月から遡って払っ たと言うと、受け取ったという法的なものが出てくる。要は受け取ってしまえば例えば裁判になっ たときに受け取った方は弱い。最初の話ではまだ妥結していないけれど了解してもらったと思って 払ったと言っているが、ここで一つ問題があるのは、そういう部分の行政執行上のいわゆる余計な お金を払うときには議会に行政報告しなければならない筈。若しくは給料費で払ったと言っている けれど、さっき辞令も出てるのか出ていないかも分からない。給与も給与その1だかその2だかで 払っている。明細上で。でもそれって給与規定のどこに有るのか。一番心配しているのは、まず何 か証拠というか結果を一つ作りたいから急いで払っちゃったんだろうと。そこで結局こじれている のだろう。きっといろんな意味で。なぜそんな事をしてしまうのか。やはり整理整頓すべきものは した上で労使ともに歩み寄るなどするべきだったのが、どうも聞く話によっても随分この内容と大 分乖離があるのではと疑いを持ってしまわざるを得ない状況。どうも総務課と職員の間に大きな溝 があるんではないか。そういうことを積み重ねる事によってどちらが正しいかは別にしても、お互 い同じ職場で働いている人間なのだから、まずはしっかりと話し合いをして欲しかったと率直に思 う。事実を積み重ねてそれを正しいとしようとしているとしか、僕は経営者の立場だったら同じこ とをすると思うけれど、それは決して雇用されている側にしてみたら、今一つ、やり方としては余 りきれいではないと思う。それについては今後十分に気をつけてやって欲しい。それについては如 何か。

委員長:鈴木参事。

鈴木総務課参事:これまで7月に分かり8、9と2か月の間で、正直なところを申し上げると、給与なので 職員に対して最大限できるものはしていきたいという考えの下で取り扱ってきた。ただ、いろんな 解釈の違いもあり、今こういうことになっている。当時は未来にわたっての訂正という立場のもと、 できるだけ早いうちに決定し、できるだけ職員に対してマイナスが出ないようにという判断のもと で受付の7月を基準として訂正させていただいた。ただその中で給与制度自体がかなり解釈が難し い点があり、職員に対して説明のし方が丁寧さが足りなかったのかなという部分も今思えば反省点 かと思う。その中で役場の給料については町長が決定し、発令して決定されたものは支給していく というのが公務員の給与体系になっているので、決定した以上は7月からの分は支給するという所 で事務は進めた。その中でいろんな疑義があって、過去の分はどうするのかとかいろんな中で対象 者も悩んでいるのかと思う。その点については今後理解してもらえるよう丁寧に接していきたい。 また、全体的な交渉の窓口が職員組合になっているので、そこを窓口に誠心誠意進めて行きたい。 ただ、先程鈴木委員が給与明細の内訳まで知っているということにちょっと驚きを覚えたが、職員 にしか渡していないところだったので、そういうふうに渡っているんだなという事が改めて分かっ た。ただ明細上の法的問題は無い。規則上には具体的にこういう名目で出すというところまでは謳 っていない。枠しかないのが規則なので、その都度必要な項目名称を立てた上で支出している。た だ、支出科目・予算科目は給料から出しているので、別な科目から出したという事ではないので、 給料として支出しているので、支出関係・予算関係における法的問題はないと解釈している。色々 ご指摘いただいているので今後皆さんにご理解いただけるよう進めて行きたい。

委員長:鈴木委員。

鈴木委員:今の話からしたら、先程の川上委員が言ったように、辞令があっても無くても給料は上げること もできるし下げる事ももしかしたらできると、ちょっと乱暴な説明だったとちょっと思う。これ他 町村はうちの様に扱っているところは有るのか無いのか。そこだけ確認する。確認していないので あれば確認して欲しい。

委員長:鈴木参事

鈴木総務課参事:十勝管内市町村全て確認している状況ではなく申し訳ないが、確認した隣町、新得町は規則上に短大卒と扱える規定はしていない。鹿追に関しては町長の認めた資格という表現しかなかった。なので具体的な運用はその町々で決めていると思うのでこちらでは把握し切れていない状況。 芽室町においても具体的に短大と認めるという規定は規則上はないと確認している。後は町の運用上というふうに思う。うちの規則のように人事院規則に準ずるという規定をしている町はほぼうちぐらいで、他の町はきちんと規則の中で学歴区分はこうだと示している町が多い状況。

委員長:鈴木委員。

鈴木委員:分かりました。ちょっと私の情報とは違ったが、改めてこちらも調べたい。正直、総務課が悪いわけでもないと思う。職員もかわいそうだが、ただ、やはりそこはどうしてあげるべきか。さっき言ったように不遡及の原則に基づいてやっているんだろうと思いながらも、信義誠実の原則と言うのもあり、とは言いながら法律に基づいてやっているのが清水町役場というのは分かっているけれど、そこを長年色々やってきた中でどうして行くのか。今後の職員のモチベーションの問題も出てくるだろうし。さっき鈴木参事が言っていたけれど、結構出している町村が多いような、私の調べではあったので、今一度確認して欲しい。こういうふうに書いていなくても出しているというか、ほとんど出しているような形は聞いていたので、誤解の無いよう調べた方がいい。こっちばかりを責めてもしょうがない話しなのである、現実的には。ただ、どうして行くのかという事と、早くやっていかなくてはならないというのはずっと思っているので。ただ、乱暴にだけはならないように、書き方だけを見ると乱暴に見えてしまうので、よろしくお願いしたい。

委員長:総務課長。

神谷総務課長:単純に他の町と条例・規則の作りが違うので比較はできないが、そういったところも改めていきたい。私も以前給与の担当をして、責任を感じているところ。その辺を把握できなかったことは大変申し訳ないと思っている。総務課も理事者も職員に迷惑をかけたと思っているので、できる範囲の事はしていきたいと考えている。ただ、決定するにはやはりしっかりとした根拠を持って職員に対しても町民に対しても説明をして、納得していただける結果を出さなければいけないという事で、慎重になっていることをご理解いただきたい。今回、職員や組合と行き違いがあって、その辺ちょっと配慮が足りなかったと認識しているので、今後きちんと納得できるようにしっかり対応していきたいので、よろしくお願いする。

委員長:ここで休憩する。

【休憩 13:58~14:07】

委員長: 再開する。質疑を受けたい。加来委員。

加来委員:何点か確認したい。先程、資料説明の中で時系列の説明いただいたが、初任給決定方法について 昨年8月には無かった。ただ区分的なことまでは認識して調べなかったということでよろしいか。

委員長:総務課長。

神谷総務課長:そのとおり。

委員長:加来委員。

加来委員:令和2年9月18日、「人事院規則の規定のみをもって町で運用する根拠はならないと判断した。」 とあるが、これを運用する・しないはそれぞれの町によって判断して良いと考えてこのように判断 したのか。ただし先程、人事院規則に準ずるとの規定があるから、本来運用しなければいけなかっ たのかという判断を、過去の経緯の中で含めてどのように認識して判断したのかを聞きたい。

委員長:総務課長

神谷総務課長:その段階だが、過去の人事院規則の運用に関して、人事院規則とはちょっと違う運用をしたという事で、その辺で過去に何か決定をしたのかということを色々調べたが、残っている書類の中では確認ができなかった。それを認識してあえて違う運用をしたのか、認識忘れだったのかがはっきり分からない状況もあった。本来なら、人事院規則に準ずるならそういった運用をするのが本来とは思うが、その辺の事情が分からなかった事、色々法令の解釈の中には、例えば職員の俸給を低く誤った場合でも決定から年数が経っていて、その決定の事情が不明確、はっきり判断できない場合には一概に全部を遡って算定しなおす事にもならない場合もあるという解釈も有り、そういったことを含め、過去の決定が本当に法令に違反して誤っているものなのか、それはそれでその段階の

決定としては有効と判断されるのか、その辺が分からなかったもので、今回こういった決定をさせていただいたという経緯になっている。

委員長:加来委員。

加来委員:今の説明を聞いても正しい運用の仕方、決定の仕方がまだはっきり分からないというのが事実、 現状と認識してよいか。

委員長:総務課長。

神谷総務課長:今現在はしっかり人事院規則を確認すると、そういった運用をする必要があるということで 提出させていただいた。ただ、過去の扱いについては、法令上その段階では有効なのかあるいは違 法でそれを訂正しなければならないのかというところについては、今色々見解を頂いて判断がまだ できていない状況である。

委員長:加来委員。

加来委員: それでは過去の、資料にある人事院規則についても昭和 44 年から改定された中でも、ずっと運用できるという事で事務総長の書類が来たときに、役場としてはこれは条例改正だとか、規則改正だとか、ただ一つの意見として捉えるような扱いをするのか、扱い方についてお聞きしたい。

委員長:参事。

鈴木総務課参事:実際こういう形で毎年度、いろんな形で人事院の規則等も改正され、運用も変わってきている。その都度通知等が来るが、その中で条例上直さなければならない規定はあるので、そういうものは全て直していく。ただ、今回のできる規定だとか、運用規程に関しては、あくまでも国は参考事例として、国の立場としては助言と指導する立場として、最終的にはそれを見習って自分たちの町の規則を改正する・しないは町の判断に最終的にはなる。なので、すべてにおいて国と同じにしなければならないという状況ではなく、国を上回る制度は国からいろんな助言・指導は来るが、それ以外については町に任されている状況。

委員長:加来委員。

加来委員: 例えばこういった文書に対して条例改正、規則改正があればそれは議会に諮ってしっかり条例改正等提案するという事か。

委員長:参事。

鈴木総務課参事:必要な条例改正があれば議会に提案させていただく。規則改正であればきちんと内部決定をして規則改正することになる。

委員長:加来委員。

加来委員: これまでこの件について、以前の文書等が無いという事で、あえて運用を先送りした、適用しなかったということもありえるということか。

委員長:参事。

鈴木総務課参事:確かなところではないが、推測としてそれぞれその当時の学歴に対する評価と役場として 担っていただく職責を比べて学歴が判断されてきたのかと思う。過去、役場で初級は高卒、中級は 短大卒、上級は大卒という考え方があった時代がある。なので初級職で入った職員は高卒という決 めがあったということも推測される。ただ、明らかにこれからそうやって行くと決定した証拠が見 つかっていないので、何とも確かなところではないけど、当時の学校に対する評価から推測すると、 そういった経緯で学歴を決めてきたのかなと考えている。

委員長:加来委員。

加来委員: それであれば例えば、過去の経緯で運用してきたというのであれば、今この時点で、このような問題が出た時点でも違法ではないという判断でよいか。

委員長:参事。

鈴木総務課参事: その点も含め、今確認している。できる規定があるのは義務的なものではないかという意見もある。義務的なものならばやはりその時はきちんと適用すべきだったということになるので、その点は違法性、町側の瑕疵があるという事になるかもしれない。ただ、まだその点が確認できていないので、確認した上で町側の瑕疵が有ったかどうかを含めて判断して行きたい。

委員長:加来委員。

加来委員:それであれば現時点で、法的に問題が有るのか無いのかということが分からない時点で、この7月から遡って適用することについてを、例えば新年度から新規採用から適用するなど、そういう判断が本来であって、遡ってみんなに適用する判断になるのかならないのか、そういうことの取り扱い方としてはどのように考えて7月からのことについて判断したのか聞きたい。

委員長:総務課長。

神谷総務課長:その辺については先程申し上げたとおり、本来、人事院規則に準ずるということであればそれを運用して、町としてしっかりとした格付けをするのが本来であると判断した。それで7月に本人から申し出があって、人事院の運用をしなければならないとう判断があったもので、速やかに訂正する必要があると判断し、決定した。

委員長:加来委員。

加来委員: 今まだその運用が適切だったのか、不適切だったのかという判断はまだ調査中の中で、それを新しく運用していくのが、今この問題が浮き上がってからだからするのが良いのか、先程言ったように新規から取り扱うというようにしていくのが良いのか。そういう協議はしたのか。

委員長:参事。

鈴木総務課参事:まず、資格基準の見直しに当たっては、きちんとした形で専門学校を卒業したという価値をきちんと評価してあげようということを原点とし、その上でこれから採用していく職員についてはきちんと評価して短大卒としていくということを結論付けた。その上で、今後、職員も人手不足のところがあるので、途中採用という事も考えた中で行くと、今の居る職員との差というものは一刻も早く解消しておくべきだと判断したところである。本来であれば委員お話のように制度の変更というものは年度の区切りで行うのが通常の形と思うが、今回の給与に関してはやはり本人達の収入に影響を与えるということもあり、速やかに決定させていただいた。未来にわたっての分についてを決定させていただいた。

委員長:加来委員。

加来委員:制度の運用についてはこれまでの経緯は理解できた。先程からも質疑のあったように、今後、適用してこなかった人に対する対応だが、今組合を通して協議しているという事だが、現状について話せる範囲でどのような協議の経緯と内容になっているか聞かせて欲しい。

委員長:総務課長。

神谷総務課長:まだ具体的な組合との協議は入っていない。先ほど説明のとおり9月14日に当事者6人と 組合役員に経過を説明したという状況。協議については本日(10月8日)この後午後4時から団体 交渉で協議を行い、今後詰めていくので、まだ具体的な協議はしていない状況。

委員長:山下委員。

山下委員:資料いただいた2ページの関係、マーカー部分の初任給、昇給、昇格等の基準については、括弧 内で人事院規則の区分に定めるものを準ずるというふうに書いてある。初任給基準については人事 院規則の表に基づいて決定するということでよいか。

委員長:参事。

鈴木総務課参事:その通りである。

委員長:山下委員。

山下委員:後ろの方で抜粋を載せている 11 ページにある人事院規則の運用について書かれているが、こういった分の運用については、先程の2ページの人事院規則の表に定める区分に準ずると有るが、この運用についても準ずるという定めはどこかに書かれているのか。

委員長:参事。

鈴木総務課参事:その点については人事院規則の別表第3、資料9ページに短大2卒の(6)に人事院が認める学歴免許等の資格という項目がある。この免許・資格の部分をこの規則を準ずる事となっていることから、この規定を準ずる事になる。その中で上記に相当するという表現があるので、どういうものがこれに相当するのかという細かいものを定めたものが、資料11ページ以降の運用についてというものになる。なので、規則を準じているので規則の説明資料というと分かりやすいかもしれないが、それの細則のようなものが運用なので、運用と規則が一体となって準用するものとなると認識している。

委員長:山下委員。

山下委員:準ずる部分については分かった。今までの流れの中で、昨年8月13日に照会があったときにそこまで深く考えていなかったという部分が有った。繰り返しになるかも知れないが、その時点に遡って適用することが可能なのか。今回7月まで適用ということだが、照会についてきちんと伝わらなかったというか、解釈をこちら総務課でできなかったという部分をどのように考えているのか。

委員長:総務課長。

紙や総務課長: 先程ご説明したとおり、問い合わせの内容とこちらの把握がうまくかみ合ってなかったということもあり、こちらも問題ないという判断をしていたところ。この辺について、この日から遡るかという事については、今の段階で私がここまで遡れるとか遡れないとか言えないもので、これに

ついて今色々照会しているところ。見解や今後の労使の協議の中でその辺について詰めて行きたいと考えている。

委員長:参事。

鈴木総務課参事:もし、仮定で申し訳ないが、給料を誤ったものを訂正するということになれば、初任給決定時に遡って初任給決定のし直しになると思う。それをこの2~3年間に遡って直すという事は法的に無理だという解釈もあるので、もし、給料を誤っていたので直すという事になるのであれば、初任給決定時に遡って直し、そこから給料の昇給を重ねて現在の給与が何級かというように決めることになると思う。その上でその後の未払い分がいくらあるのかという部分についてはいろんな別の法律関係も発生してくるので、その法律解釈によるものと考えている。

委員長:山下委員。

山下委員:分かりました。今照会中という事について、回答のめどは何時頃になるのか分からないのか。 委員長:総務課長。

神谷総務課長:何時出るのかというのは、そんなにしないで近々来るのではと思っているが、やはり難しい 法令的な解釈も有ると思うので、その辺で時間が掛かっているのかと思う。いつまでという目処に ついてはまだ連絡がないが、近々そういった見解等が来るのではないかと思っている。

委員長:質疑を続けて受けたいと思う。奥秋委員。

奥秋委員:皆さんの質問の中で内容が分かった。この問題の発端というのは人事院規則の文言というのが非常に解釈しづらいところがある。全てそういうところから始まったのかも知れない。また、当時20年前からという話なので、当時は財政改革に清水町も突入したような時代であったかも知れないので、当時の人事院勧告で判断したという事もあるのだろうけれど、この文言をしっかりと明確に文書をした方が良いのかなと思うが、そういうこともここに書いてあるが、これは即文書の見直しというか、規則の見直しというものも考えているか。

委員長:総務課長。

神谷総務課長:清水町の規則が人事院規則に準ずるとなっていることから、その複雑な人事院規則をもし見逃してしまえばそれを適用できないということもあるので、そういったことをより分かりやすく、 条例、規則の中にしっかり同じような事を謳うのか、その辺については色々検討してなるべく分かりやすい内容に検討していきたいと思っている。

委員長:他に。加来委員。

加来委員:過去に遡って文書等がないという事で確認できなかったということだが、聞き取り調査等過去の 先輩たち、定年になった人達、これを運用しようとしたのか、あえて政治的に運用しないようにし たのかなどの聞き取りはしたのか。したのならどの辺までしたのか。

委員長:総務課長。

神谷総務課長:聞き取りまでは行っていないが、今役場にいる私も含めて担当した事のある職員と最近退職された方でも、その聞いた段階ではそこまで把握できなかった。過去の今までの流れでの引継ぎ、そういった扱いの引継ぎによってやってきたので、実際こういうふうになっているということまでは認識していなかったという事。規則が昭和52年に改正になってこれができたが、その当時の判断がどうだったかという事は、私が役場に入る前の、40数年前の事であり、そこまでは確認できなかったという状況。

委員長:川上委員。

川上委員:対象者が6人という事だが、これ以上対象者はいないのか。

委員長:参事。

鈴木総務課参事:今回専門学校卒の2年を見直したという経緯については、今現在の専修学校における社会的な評価の向上を目指すという事で、今現在2年1,700時間以上専門学校で就学した生徒に関しては専門士という称号がつくと聞いている。平成7年3月に卒業した者から専門士という称号が与えられるようになったと聞いている。その時点で専門学校卒というのはそれぞれの学校のカリキュラムも変わってきているだろうし、専門的な人材を育成する場というふうに変わってきたと判断しているので、その時点で専修学校への評価というものが変わってきたと思うので、専門士の称号を持つ職員について今回修正・訂正をさせていただいたという事なので、専門士を持つ職員については今対象になっている6人と把握しているので、その他にはいないものと考えている。

委員長:川上委員。

川上委員: ただ、専門学校でも公務員系の専門学校の卒業者で通常は2年の就学期間。ただ、1年目で公務 員に合格して途中で退学する人もいるようだ。現実に清水にもそういう人がいる。この取扱いにつ いてはネット上でも色々調べたが、都道府県が認定した専門学校であれば就学1年でも専門士に該当する。ただし換算期間は1年。他の町の昔担当者だった人に聞くとその町でも1年で入ってくる人は1年分をみるという話しをしていた。その辺の調査もできればしていただきたいが如何か。

委員長:参事。

鈴木総務課参事:どれだけの修学期間をどう評価するかという事になってくるかと思うが、現時点で我が町のスタンスとしては、やはり1,700時間以上就学した者の評価をきちんとしていくとうスタンスをとらせて頂いている。その他の修学期間1年とか、その他色々な専門学校等有ると思うが、そういうものに対する評価というのは今後の検討課題かと思う。どういうふうに評価していくのかというのは、今後考えていかなければならないと思うので、その点については正当な評価をした上で、どの時点で運用を変えるかということもまだ分からないが、そういう実態というのはこれから調査した上で、然るべきものは然るべき対応をしていく方が良いと思う。

委員長:川上委員。

川上委員: ただ、専門学校によってはそのような扱いがされるという事を売りにして生徒募集をしていると ころも有る。なので、法的には確立されていると思うので、その辺も含めてもう一度検討・調査し ていただきたいと思う。

委員長:鈴木委員。

鈴木委員:最後に確認しておきたい。9月 18 日に運用する根拠とはならないと判断したと有るが、次の2 ページ目のうちの規則の抜粋の中に7条できちんと書いてある。これをどういうふうに判断するかも有るが、別表を作っていなければ良いが、7条でこのように運用すると書いてある以上、これとの関係性はどう判断するのか。7条にこう謳われているけど。

委員長:参事。

鈴木総務課参事:規則上7条に関しては初任給の決定に影響する条項ではない。級別資格基準表というまた 別の資格の表で何級に何年適用しなければならないという基準があるが、その適用の取り扱いに関 する条項になっている。なので、直接初任給基準表に関わって影響される条項ではないが、全く無 視するものではないとは思うが、ただ、この7条をもとに初任給のどうこうはできないと思う。

委員長:鈴木委員。

鈴木委員:これが該当しないということは、これは初任給には該当しないということか。

委員長:参事。

鈴木総務課参事:初任給に対しては、なんと言いますか。

委員長:今でなくじっくり調べてから。

鈴木総務課参事: すいません、じっくり調べさせていただきたい。

委員長:他にあるか。一通り終わったようなので、私から質疑をさせていただく。

今回の質疑を聞く中で早くから感じていたが、なぜこういう問題が、余り例がない現象が出ている と話を聞いている。まず、その根底にあったものは何かということを、どういうふうに捉えている かを聞きたい。人事院規則を運用という言葉が、人事院規則を見たら非常に国だから広い。その辺 を運用といった場合に、これを去年8月13日に職員から問い合わせがあった。問い合わせしたA 職員ももちろん分からないし、聞かれた職員もこれだけ範囲が広ければ分からないと思う。理解が 苦しい。ここが長引いている原因だと思う。だからそういうものを解消する事。間違いは誰でもあ るのだから、間違いは聞いた時点でできるだけ速やかに直す必要があるだろうと。そうしたらもう 少し清水町として分かりやすい、清水町のことなのに人事院の規則を運用ということはそちらも知 らなければならない。範囲が非常に広い。航空やらいろんな考えられない範囲まで書いてある。そ れが原因の一つ、その原因を摘むと言ったら、さっき鈴木参事からこれをいじるとしたら今の体制 では無理なので、人を増やさなければならない。これは人を増やしてでもやる事をやらなければな らないと思うが、その辺について、先のことではなくて今のことで忙しくてできないのか。将来こ ちらから出た意見でそういうものをしっかり分かりやすい、我が町として取り組んでいくんだとい う部分を考えていただきたい。現状ではそういう議論を、余裕が無くしていないと思う。これを今 の意見として、それぞれの委員の話を聞いて今後そういうものに対応するために検討していただき たいと思うが、いかがか。 総務課長。

神谷総務課長:確かに法律も複雑で、その辺把握できなかったという事もあり、やはり条例、規則の作りにも原因が有るかも知れない。そういった点については、職員が変わって新しい職員がしっかり見逃し無く運用をしていけるように、より分かりやすくできるような形を研究して、必要があれば直して行きたい。

委員長:ミスをできるだけ少なくする。ミスはゼロにはならないと思うので、できるだけ職務上ミスを少なくする努力を内部で協議していただきたい。それだけ申し上げておきたいと思う。次に、これは職員間のやり取りなので、私の希望として、仲良く分かりやすく話し合いを進めていただきたい。そういうことを希望したいが、その辺の感触はいかがか。 総務課長。

神谷総務課長:その辺は同じ職員なので、町一体となってやって行かなければならない事なので、お互い納得できるような形でしっかりと話し合っていきたいと考えている。

委員長:今日はこの程度にとどめてよろしいか。

(「はい」という声あり。)

委員長:説明員について退席いただいてよいか。

(「はい」という声あり。)

委員長:休憩する。

【休憩 14:40 (説明員退席)】

【再開 14:41】

委員長:休憩前に引き続き会議を開く。

只今、執行側の説明を頂いた。その中で資料等、また次回確認したい事などあれば出していただき、 執行側に要請したいと思う。何かあれば承りたい。

鈴木委員:途中で質問したが、9月18日か19日が給料日で、その他の何で支払ったというのが、8月28日の町としての方針決定によるとのことだが、これが何を根拠にしているのか。町長が出せと言ったから良いという事なのかどうかも分からないので、その辺のもう少し詳しい経緯、7月から遡って出したという判断の経緯の、要求できるか分からないが町の決定した稟議書というか、そういうものを見せていただけるのであれば、どういう内容で決定したのか。先程も言ったように去年にするか今年にするかによっても、実は後々すごく大きな問題になってくると思われるので、この部分をまず、何を根拠に出しているのか。根拠の出し方によっては全く、昨年に行っても良いと判断できると思うので。今後を考えていく上でもこの日付については色々どっちに行っても引っかかる問題なので、その詳細を知りたい。

委員長:鈴木委員からのご意見については事務局とも協議しながら対応していきたい。

鈴木委員:私たちが審査するのは結果を色々聞いてその上で、それを文句言うとかはいうものでもないと思うが、今回仲裁する訳では当然無いし、客観的にどういうものになっているのかというのも知りたいので、例えばこの経緯について、もう一方の組合側もあるので、組合側の了承があれば組合側からの経緯というものも見てみたい。組合側はどういうふうに考えているのか。ただ、それがここにそぐうのかそぐわないのかは判断できないので、あれば見てみたい。

委員長:若干、休憩する。

【休憩 14:45】 【再開 14:46】

委員長:休憩を解いて再開する。只今の組合側の動静というのは、参考人として可能性があるのか、書類として出してもらえるのか、事務局と組合側、関係機関と協議させていただきたい。その結果については追って何らかの方法で連絡する。それでは引き続きご意見いただきたい。 山下委員。

山下委員: 先程の質疑の中で、昨年8月13日の中で、メールで回答したような話しをしていたので、メールの送った内容を資料として提出いただけないか。電話で問い合わせ、回答はメールで送ったようなので。今あるかどうか分からないが、もしあれば。

委員長:了解した。事務局を通し総務課に要求する。

山下委員: それに合わせて電話で受けた部分の決定書みたいなものなどもあれば。無ければ回答だけでも構 わない。

委員長:今、山下委員の資料について求めていいか。

(「はい」という声あり。)

委員長:他に何かあるか。

川上委員:鈴木委員からもあったが、管内状況 19 市町村から清水は除いて、実際に運用がどのようにされているかの調査をまだしていないという話をしていたので、管内だけでも全市町村調査して、運用

状況を報告してもらう形の資料を求めたい。

委員長: 今持ち合わせがあるかどうか分からないが、事務局を経由して問い合わせたい。他は。川上委員。川上委員: 資料請求になるのか次回のとき聞けば良いのか分からないが、今回行政報告が初日に無かった。 7月時点でこういうことが分かっている中で行政報告が初日に無かった。なぜ行政報告しなかったかという部分の何か資料。

(「それは資料ではなく、質疑の中で」という声。)

資料ではないですか。分かった。取り下げる。

委員長:今の話については改めて質疑の中で問いかけてみてください。他にないか。 (「ない」という声あり。)

委員長: それでは今日の会議はこれで閉じたいが良いか。 加来委員。

加来委員:今後どのような方法でこの委員会を進めていく予定なのか。考えあればお聞かせいただきたい。 委員長:今後については、資料等も事務局に用意していただく。それらができた時点でということになると 思うし、私としては9月の定例会で付託を受けている事なので、可能であれば12月の定例に報告 できるような結果を求めて行きたいと思っている。その前に何らかの結論が出ればまた別だが。ひ とまず12月定例会に報告できるように進めて行きたい。調査回数が何回というのは、私なりには 持っているが、資料や質疑等の進めで変わると思うので、後ろとしては12月の定例会に報告でき るようにしたいと思っているのでご協力お願いしたい。そういうことでよろしいか。

(「はい」という声あり。)

委員長:加来委員。

加来委員:そうしたら次回の日程等は、委員長と副委員長で協議した上で連絡が来るという事か。

委員長:最後にそれをお話しようと思っていた。今、資料等をお願いしているので、それらが出てきた時点で会議の日程を執行側とも相談しながら、事務局を経由して皆さんに通知したいと思う。可能な限り早め早めに進めていければと考えている。他に何かあるか。

(「ない」という声あり。)

委員長: それでは今日は経過についての説明の中で、予想以上に深まった議論もしていただいた。この先については加来委員からも意見があったが、執行側の書類の準備等して頂いた上で、次回の開催日を事務局と協議しながら決定していきたいと思う。副委員長とも相談しながら、改めて報告させていただく。次回の時には皆さんの見識を持ちながら質疑をしていただければありがたい。

今日はこれで終わらせていただいてよろしいか。

(「はい」という声あり。)

委員長: それでは長時間にわたり皆さんにご審議していただいたことにお礼申し上げ、職員給与等調査特別 委員会を閉会する。

【 閉会 14:53 】